

G P S 機能付端末機の購入助成について

(かほく市認知症高齢者等位置情報端末購入助成事業)

次の対象者のいずれかを介護・養護している家族（申請者）に対して、G P S 機能付端末機の購入に要する費用の一部を助成します。

○対象者

①認知症による徘徊行動のある 6 5 歳以上の在宅の高齢者

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa 以上 (申請窓口：長寿介護課)

(Ⅱa とは、家庭外で日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。) 別表参照

※介護認定の有無は問いません。

②所在が不明となるおそれがあるもので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律 1 2 3 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する在宅の障害者及び障害児 (申請窓口：健康福祉課)

○対象装置

G P S 機能付端末機（専用の携帯端末を持った人の現在地を携帯電話やインターネットで検索することができるもの。）

○対象費用…対象者が使用する端末機の購入に要する下記の初期費用

- (1) 登録に要する事務手数料
- (2) 端末の購入に要する費用（実質負担額）
- (3) 付属機器の購入費用（バッテリー、充電器等）（初回限り）

○助 成 額…上記の範囲で上限 1 万 5 千円

※分割で購入した場合は、申請日までに支払いが完了した分を助成対象とします。

※月ごとの基本料金や情報提供料金等は自己負担となります。

○申請に必要なもの

(1) 申請書

※民生委員証明欄に、署名・捺印が必要です。

(2) 支払いを証明する書類及び契約書等の写し

※申請者は、上記の (1) 並びに (2) を、購入した日から 1 年以内に提出して下さい。ただし、申請時に利用しているものに限りです。

(3) 対象者②の場合は、障害の内容を確認する書類

(別表)

認知症高齢者の日常生活自立度

【参考】

ラ ン ク	判 断 基 準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

○申請窓口

- ・高齢者の方は長寿介護課へ（かほく市役所内 TEL076-283-7122）
- ・障害者、障害児の方は健康福祉課へ
（宇ノ気保健福祉センター（ほのぼの健康館）内 TEL076-283-7120）